

# 公の施設の指定管理者制度運用指針

平成25年4月

天 理 市

# 公の施設の指定管理者制度運用指針 目次

I. 基本方針	-----	1
1. 制度の概要	-----	1
2. 市の基本的な考え方	-----	1
3. 指定管理者制度導入及び更新に関する方向性	-	2
II. 制度の手続き	-----	3
1. 指定管理者の募集	-----	3
2. 指定期間	-----	3
3. 指定管理者の選考	-----	3
4. 選定委員会	-----	4
5. 指定管理者決定のための議会の議決	-----	4
6. 指定管理者との協定の締結	-----	4
III. 条例改正	-----	5
IV. 指定管理者制度導入及び更新後の対応	-----	6

## I. 基本方針

### 1. 制度の概要

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上並びに経費の削減等を図ることを目的として創設され、現在に至る。

従前の地方自治法では、公の施設の管理を一定要件を満たす地方公共団体の出資法人等に限定し、管理委託を行うことができるとされていたが、指定管理者制度では、公の施設の管理を公共的団体だけでなく広く民間事業者まで可能とし、さらに民間事業者等のノウハウを活用することによって、市民サービスの向上や経費の節減等を促し、より効率的・効果的な施設管理を推進することが可能となった。

また、指定管理者に施設の使用許可等を行わせるなど、広く施設の管理を代行させることができるようになった経過がある。

### 2. 市の基本的な考え方

地方自治法の趣旨に基づき、企業・NPO等の多様な民間活力を公的サービスの提供主体として、積極的な活用を図ることとし、指定管理者制度を推進していくこととする。

公の施設に指定管理者制度を導入及び更新する場合にあっては、平成23年6月に策定した天理市行政改革実施プログラム2011に掲げるとおり、管理運営のあり方について検討を行うとともに、次により公募を原則として、積極的に指定管理者制度を推進することとする。

- (1) 民間事業者等に運営を委ねることにより、施設の設置目的をより効率的かつ効果的、安定的に達成できると認められる施設については、積極的に指定管理者制度を導入することとする。
- (2) 既に制度移行済みの施設については、指定管理者制度導入実績を検証した上で、更に効果的・効率的な運営を推進するため、引き続き公募を原則とした指定管理者制度による施設運営を行う。
- (3) 民間事業者等が既に事業展開している分野で、当該事業者等のノウハウを活用することにより市民満足度の高いサービスの提供とコストの削減が期待できる施設については、民間事業者等を

指定管理者として選定することとする。

- (4) 施設の性格及び設置の目的等に照らし、管理を代行する者を特定の者とする必要がある施設については、指定管理者に該当すると認められる者を公募せず選定することができるものとする。

### 3. 指定管理者制度導入及び更新に関する方向性

#### (1) 市の外郭団体に委託している施設

市が出資している団体による公の施設の管理運営については、これまで当該団体が行政機能を補完・代替する役割を果たしてきたところであるが、ともすれば市場原理が働きにくいとの問題点も指摘されている。

そこで、本指定管理者制度の導入及び更新については、公募を原則としつつも、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、委託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等を踏まえた上で、市の外郭団体を指定することができるものとする。

#### (2) 地元に管理を委託している施設（地域密着型施設）

地域コミュニティ施設等地域に密着した施設で委託費が概ね年間100万円程度の小規模施設について、公募を原則としつつも、公募によることなく引き続き地域を代表する団体等を指定することができるものとする。

#### (3) 直営施設、新規施設及び移行済施設

現在市が直営で管理運営を行っている施設及び今後新たに設置する施設、既に制度移行済みの施設のうち、天理市行政改革実施プログラム2011に基づき、民間委託等を推進（指定管理者制度の活用を含む。）する施設及び民間企業のノウハウの活用等により市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な運営が期待できる施設については、指定管理者制度の導入及び更新を積極的に図ることとし、公募を原則として指定管理者の選定を行うこととする。

## Ⅱ．制度の手続き

指定管理者制度の導入を決定した場合には、下記に基づき指定の手続き等を行うこととする。

### 1．指定管理者の募集

- (1) 指定管理者制度の趣旨に鑑み原則として公募することとする。ただし、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとする。この場合においても、公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。
- (2) 募集に当たっては、募集要綱において、業務の範囲、施設の概要、応募資格、提出書類、選考方法など必要な事項を明示すること。
- (3) 募集に当たっては、市広報紙、ホームページなどの広報手段を活用し、広く情報提供に努めること。
- (4) 公募する場合は、周知に十分な期間を確保する必要があることから、原則として1ヶ月程度（30日間以上）の応募期間を設定する。再公募や緊急を要する場合においても、少なくとも10日以上期間を設けること。

### 2．指定期間

原則として3年から5年とする。ただし、施設の設置目的、性格及び施設の特殊事情等から、継続的・安定的に同一の管理者による管理が望ましい場合は、その施設にとっての適切な期間を施設ごとに個別設定することができるものとする。

### 3．指定管理者の選考

公の施設としてその目的を効率的かつ効果的に達成するため、指定管理者の選考に当たっては、提出された事業計画書等を審査するとともに、次の事項を総合的に検討し選考を行うこと。

- (1) 公益的な管理運営が見込まれるか。
- (2) 施設の設置目的に沿った事業が実施できるか。

- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるか。
- (4) 指定期間中、安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有しているか。
- (5) その他施設ごとに求められる特殊事情等、必要な基準を満たしているか。

#### 4. 選定委員会

公募による選考に当たっては、応募の中から指定管理者候補を選定するための指定管理者選定委員会を開催することとする。

指定管理者選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等を審査し、施設の設置目的を最も効果的に達成できると認めた者を指定管理者候補に定める。

また、指定管理者選定委員会は、必要に応じて特定の知識等を有している者の出席を求め、選定の参考にすることができる。

なお、施設担当部局は公の施設ごとに選定方法等を決定し、指定管理者選定委員会に報告する。

#### 5. 指定管理者決定のための議会の議決

指定管理者候補を選定したときは、地方自治法第244条の2第6項に基づき、次の事項について議会の議決を得るための手続きを速やかに進めるものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定管理者候補の名称
- (3) 指定期間

#### 6. 指定管理者との協定の締結

議会の議決を経て指定管理者候補を指定管理者として指定するときは、指定を行う前にあらかじめ天理市と指定管理者候補の間で仮協定を締結するものとする。なお、議決後は仮協定書を読み替え、本協定の締結となる。

協定で締結する内容は次のとおりとし、各施設が実施する事業内容等を協定で定める場合は、指定期間全体に係る協定（基本協定）と年

度ごとの事項を定める協定（年度協定）の二段階に分けて締結することも可能とする。

- (1) 指定管理者に行わせる業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 施設の使用許可に関する基準
- (4) 個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理運営委託費に関する事項
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) リスク管理、責任分担に関する事項
- (8) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (9) 指定期間、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 指定期間満了時における原状回復義務
- (11) 指定管理者の損害賠償義務
- (12) その他市が必要と認める事項

### Ⅲ. 条例改正

指定管理者制度の導入及び更新に当たっては、指定管理者の指定の手続、管理の基準及び業務の範囲などを条例で定めなければならない。

条例で規定する内容は、次のとおりであり、施設の性質や実施する事業により規定する内容が異なるため、各施設担当部局が個別の設置条例について必要な事項を規定することとする。

#### (1) 指定の手続き

指定管理者の指定の手続き（申請の方法、選定基準、事業計画の提出等）及び公の施設の適正な管理の確保（原状回復義務、指定の取り消し等）に関し必要な事項を定める。

#### (2) 管理の基準

基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等の適正管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定める。

#### (3) 業務の範囲

指定管理者の権限として委ねる管理行為（使用の許可、利用料

金の徴収等)を含めて、その業務の範囲を定める。なお、利用料金制については、積極的に活用するものとする。

(4) その他必要な事項

上記の項目以外で条例に規定すべき重要事項がある場合には、これを定める。

#### IV. 指定管理者制度導入及び更新後の対応

施設担当部局は、指定管理者制度導入及び更新後に次の対応を行うこととする。

(1) 指定管理者の施設の管理・運営状況の把握及び必要な指示

施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行う計画を作成するとともに、その監督を行い、必要があれば改善指導を行うこと。

(2) 施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映

今後の施設管理のあり方についての検討及び指定管理者公募の際の条件の設定に当たっては、利用者の利便性向上等の観点から、様々な方法により利用者の意見を幅広く聴取し、その反映に努めること。

(3) 次の指定管理者公募時の要件や指定期間等の検討

施設利用者及び指定管理者からの意見や指定管理者運営実績についての検証等を基に次期公募の要件や指定期間等の検討を行うこと。